

特定非営利活動法人

アクティビティ・サービス協議会認定

アクティビティ・ワーカー資格制度

特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-31-8

高田馬場ダイカンプラザ 3 2 7 号

TEL : 03-3232-2940 FAX : 03-3232-2944

jimukyoku@activity-service.org

<http://www.activity-service.org/>

アクティビティ・ワーカー資格制度

【趣旨】

21世紀に入り、日本の社会の構造が大きく変化しようとしている。特に、医療・福祉・保健分野における構造の改革は、数多くの問題を抱えながらも、2000年4月に施行された「介護保険法」で歴史的な第一歩を踏み出した。そのような状況の中で最も懸念されることは、構造改革の荒波の中に、サービスの質的向上を目指し続けてきた人たちの努力が、飲み込まれてしまうようなことはないか、ということである。「サービスの質の向上」、それはまさしく一人ひとりの利用者が望む利用者一人ひとりに適した（利用者の生活の質を向上させるためのより良い）サービスに他ならない。

さてその質の問題の一つとして、従来言われてきた「レクリエーション」の問題がある。

近年になって福祉分野におけるレクリエーションを「福祉レクリエーション」と称し、本協議会も1992年3月に『福祉レクリエーション・ワーカー研究協議会』を発足させたが、“レクリエーション”という言葉が入るとどうしても「ゲーム・歌・踊り」などといった狭義に捉えられる傾向が強い。そこで、1996年5月に私共は『アクティビティ・サービス研究協議会』と名称を変更し、寝たきり老人をはじめとする、多くの福祉サービス利用者の心身の活性化＝「アクティビティ・サービス」という認識の中に、従来のレクリエーションを「レクリエーションナル・アクティビティ」として位置付け、より生活全般の快さの問題を支援することを認識し、広く普及させるために2001年8月に『特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会』として認証を受けるに至ったのである。

既に福祉や医療の一部の現場では「アクティビティ・サービス」という言葉並びに認識が生まれ始めてきているが、さらに多くの現場や社会全般にも、このサービスを認識し、「アクティビティ・サービス」が充分に行われることを期待するものである。

そこで、福祉・医療・社会教育の現場等で「アクティビティ・サービス」の促進とその制度を確立するために、『特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会認定アクティビティ・ワーカー資格』を制定するものである。

アクティビティ・ワーカー資格制度 (規 定)

第1章 総 則

【目 的】

第1条 この規定は、アクティビティ・サービスの健全な発展に寄与するために、特定非営利活動法人アクティビティ・サービス協議会（以下、「協議会」という。）認定アクティビティ・ワーカー資格制度について定める。

【責 務】

第2条 アクティビティ・ワーカーは協議会の事業と連携して、福祉社会全般にわたる発展に寄与することを責務とする。

【資 格】

第3条 アクティビティ・ワーカーとなる資格を有する者は、次の各号に定める者とする。

- ① アクティビティ・ワーカー養成指定施設の課程を修了し、所定の試験に合格した者。
- ② アクティビティ・ワーカー養成指定研修施設の課程を修了し、所定の試験に合格した者。
- ③ 福祉・医療・保健等のサービス業務について、1年以上の実務経験を有する者で、前記①・②と同等の能力があると協議会が認めた者で、協議会が実施する研修コースを終了した者。

第2章 養成施設等

【養成指定施設等】

第4条 アクティビティ・ワーカーの養成は次の各号に定める施設等において行うものとする。

- ① 学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校の専門課程及び各種学校等で、高等学校卒業または同等以上の学力を有する者を受け入れ、アクティビティ・サービス専門科目を受けもつ担当教員（以下「担当教員」という）を配置し、教育内容は協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラム(別表2)を行う施設〔養成指定施設〕とする。
- ② 学校教育法に定める大学・短期大学・専修学校の専門課程及び各種学校等において、協議会が定める社会福祉に関する科目（以下「基礎科目」という。）を修めたものを受け入れ、担当教員を配置し、教育内容は協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラム(別表3)を行う施設〔養成指定研修施設〕とする。
- ③ 福祉・医療・保健等の実務経験を有する者で、前記①・②と同等の能力があると協議会が認めたものを受け入れるために、協議会が設置する〔研修コース〕(別表3)とする。

【養成指定施設等の担当教員】

第5条 アクティビティ・ワーカー養成指定施設及び養成指定研修施設における担当教員は、次のいずれかの要件を満たし、協議会の正会員登録をした者で、専任・非常勤の別を問わない。

- ① レクリエーション等に関する教科（理論・実技）又は社会福祉援助技術等に関する教科（理論・実技）について3年以上の教育歴、又はそれと同等とみなされる実務経験を有し、協議会の所定の教員研修（別表1）を修了し、且つ所定の書類審査に合格した者。
- ② 福祉・医療・保健等の現場において3年以上の実務経験、又はそれと同等とみなされる実績があると所属施設長または相当の職責の者及び協議会が認め、所定の教員研修（別表1）を修了し、且つ所定の書類審査に合格した者。

第3章 試 験

【受験資格】

第6条 アクティビティ・ワーカーの受験資格は次の各号に該当する者とする。

- ① アクティビティ・ワーカー養成指定施設において、協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラム（別表2）の課程を修了した者。
- ② アクティビティ・ワーカー養成指定研修施設において、協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラム（別表3）の課程を修了した者。
- ③ 福祉・医療・保健等のサービス業務について、1年以上の実務経験を有する者で、前記①・②と同等の能力があると協議会が認め、協議会が設置する研修コースを修了した者。
- ④ その他、協議会が適当と認めた者。

【受験手続き及び試験】

第7条 アクティビティ・ワーカーの受験手続き及び試験は次のとおりである。

- ① 養成指定施設並びに養成指定研修施設にあっては、協議会の定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラムの単位を取得した者に対し、小論文を提出させ、担当教員の責任においてこれを審査し合否を判定する。但し、小論文のテーマ及び字数は別に定める。
- ② 各課程を修了した者は、以下の書類を協議会に提出し、審査を受けなければならない。
 - I 資格審査申請書（様式—4）
 - II 実務経験者には実務経験証明書（様式—5）及び研修コース修了証の写しを添付する。
 - III 小論文。但し、小論文のテーマ及び字数は別に定める。
- ③ 協議会が適当と認めた者は、次の書類を協議会に提出し、審査を受けなければならない。
 - I 資格審査申請書（様式—4）

第4章 登 録

【登 録】

第8条 協議会は、資格審査に合格したアクティビティ・ワーカーの登録をした者に、『アクティビティ・ワーカー資格登録証』を交付する。

- ① アクティビティ・ワーカーとなるには、協議会の備えるアクティビティ・ワーカー名簿に氏名・生年月日等、協議会で定める事項を登録しなければならない。
- ② アクティビティ・ワーカー登録には、資格登録申請書兼アクティビティ・サービス協議会入会申込書（様式6）を提出し、併せて資格登録手数料（10,000円）と協議会初年度年会費（5,000円）を納入しなければならない。
- ③ 本登録は、協議会が取消若しくは削除するまで有効とする。

【登録の取消】

第9条 協議会はアクティビティ・ワーカーが次の各号に該当する場合は、その登録を取り消すことがある。

- ① 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合。
- ② アクティビティ・ワーカーの信用を著しく傷つける行為をした場合。
- ③ 正当な理由なくその業務に関して知り得たことの秘密を漏らした場合。

【登録の抹消】

第10条 協議会は、アクティビティ・ワーカーの登録がその効力を失った時は、その登録を抹消しなければならない。

第5章 養成指定施設登録料

【養成指定施設等登録料】

第11条 アクティビティ・ワーカー養成の指定を受ける施設は、所定の手続きを行った後、登録料を協議会に納入する。但し、登録料は年額50,000円とする。

第6章 補 則

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会の理事会の議を経て理事長がこれを執行する。

【付 則】

1. この規程は、1998年5月9日から施行する。
2. この規程は、2001年9月1日に一部改訂。
3. この規程は、2004年7月7日に一部改訂。
4. この規程は、2008年8月1日に一部改訂。

アクティビティ・サービス担当教員資格取得研修カリキュラム

【別表1】

科目名：アクティビティ・サービス科目担当教員資格取得研修

ねらい：教育現場において「アクティビティ・サービス」の教育の必要性を認識し、教授法、今後の教育の到達目標が明確になる

留意点：サービスの提供は主体的生活を営む人びとの生活支援技術

テキスト：アクティビティ・サービス ―心身と生活の活性化を支援する―

*発行所：中央法規出版株式会社

項目	回	目 標	内 容	方 法	テキスト
総論 第 I 章	1～2	①アクティビティ・サービスの定義を説明できる ②生活の快論と社会福祉の関係について説明できる ③高齢者・障がい者の余暇とレクリエーションの関係について説明できる ④アクティビティ・サービスがもたらす利用者への効果について検討し理解ができる ⑤アクティビティ・サービスの対象が理解できる ⑥コミュニケーション力を磨く	*アクティビティ・サービスとは何か ・アクティビティ・サービスの定義、言葉の誤解、各セラピーとの違い、垣内理論(生活の快論) 生活の快と社会福祉の関係 ・高齢者や障がい者の余暇とレクリエーション ・アクティビティ・サービスの効果(心理的・生理的・文化的・社会的・物理的) ・アクティビティ・サービスの対象の状態 ・対象者へのアプローチに必要なコミュニケーション能力(話す・聞く・聴く・訊く)	講義・GW・ 具体例 24時間のレポート作成	P8～
	45分				p10～
	×2				p11～
	90分				p13～
	×2				p14～
	1・2 回目				p17～
				講義 文化的側面のレポート(地域) 効果面のGWと整理	p22～
				対象者の歴史の把握(歴史分析紹介) コミュニケーションワークと自身の傾向把握	p28～

<p>各論 第II章</p>	<p>3～5 45分 ×3 90分 ×2 3・4・5 回目</p>	<p>①生活支援学とアクティビティ・サービスの関係が説明できる</p> <p>②人権思想（各種法律や憲法、憲章）と生活支援学の理解ができる</p> <p>③生活支援における理念価値と現実価値の説明ができる</p> <p>④生活していく上で文化・健康のとらえ方が説明できる</p> <p>⑤人間の持つニーズのとらえ方についてマズローや黒沢の階層性を用いて説明できる</p> <p>⑥生活支援と人間関係の形成が理解できる</p>	<p>*生活支援学としてのアクティビティ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援とアクティビティ・サービスの関係 ・生活支援学の成り立ちと人権思想との関連性 生活支援の根拠法とアクティビティ・サービスの根拠 ・人権と人権を守った生活支援のありかた ・健康のとらえ方の共通理解 人の見方を健康面からとらえる 型にはまった見方でなくとらえる意義 ・文化のとらえ方と文化の創世の歴史 ・ニーズとは何か ・ニーズを把握することの意義と生活支援 ・生活支援学と人間関係 	<p>生活の観点から具体例を示し生活支援の内容や方法を個別ワークする</p> <p>講義</p> <p>自己実現や願いの具体例を用いて理解</p> <p>事例</p> <p>WHOの定義</p> <p>人生における健康のとられ方のGW</p> <p>人間が作り上げてきた文化をGW</p> <p>講義</p>	<p>p 30～</p> <p>p32～</p> <p>p34～</p> <p>p35～</p> <p>p37～</p> <p>p38～</p> <p>p41～</p>
<p>各論 第III章</p>	<p>6～7 45分 ×2 90分 ×2 6・7 回目</p>	<p>①日本における法制度とレクリエーションの位置づけと介護福祉士養成教育への導入の理解ができる</p> <p>②福祉レクリエーションからアクティビティ・サービスの誕生の理解ができる</p> <p>③アクティビティ・サービス協議会の歴史の理解がで</p>	<p>*日本におけるアクティビティ・サービスの誕生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度とレクリエーションの導入の歴史の変遷 ・介護福祉士養成教育におけるレクリエーション科目の誕生 ・福祉レクリエーションの理論とアクティビティ・サービスの理論の相違 ・レクリエーションとアクティビティ・サービスの方 	<p>講義</p> <p>GW</p> <p>講義</p> <p>GW</p>	<p>P52～</p> <p>P54</p> <p>P59～</p> <p>P54</p>

		<p>きる</p> <p>④アクティビティ・サービスの周知と展開が理解できる</p> <p>⑤諸外国のアクティビティ・サービスの実践が理解できる</p>	<p>法・内容・考え方</p> <p>・アメリカのアクティビティの歴史的経過や目的及び特色</p> <p>・日本におけるアクティビティ・サービスの専門性の確立</p>	<p>講義</p>	<p>P64～</p> <p>P68</p>
各論 第IV章	<p>8～11 45分 ×4</p> <p>90分 ×2</p> <p>8・9・10 回目</p>	<p>①アクティビティ・サービスの計画に必要な基本的考え方を理解できる</p> <p>②アクティビティ・プログラムにおける個別支援・集団支援の方法について理解できる</p> <p>③アクティビティ・ワーカーに求められる資質について理解できる</p> <p>④アクティビティ・プログラムの立案における留意点を理解できる</p> <p>⑤アクティビティ・プログラムの具体的な立案方法について理解できる</p> <p>⑥アクティビティ・プログラムの立案ができる</p>	<p>*アクティビティ・サービスの計画</p> <p>・アクティビティ・サービスの基本的考え</p> <p>・ニーズの理解</p> <p>・個別支援</p> <p>・集団支援</p> <p>・実践と心の動きの関連</p> <p>・支援者の資質</p> <p>・アクティビティ・プログラム計画の留意点</p> <p>・身体リズム・計画立案時の留意点・内容の留意点・リスクマネジメント・9つの要素の取入れ・実施にあたっての判断と実施時における留意点</p> <p>・計画書</p> <p>・計画書に基づく内容の記載</p> <p>・計画書の記載例1</p> <p>・計画書に基づく立案体験</p>	<p>講義</p> <p>事例検討 講義</p> <p>講義</p> <p>講義・GW</p> <p>演習</p>	<p>p 72</p> <p>p 73</p> <p>P77 P78</p> <p>P81</p> <p>P86</p> <p>P89</p>
各論 第V章	<p>12～15 45分 ×4</p> <p>90分 ×3</p> <p>11</p>	<p>①ICFの意義と内容を説明できる</p> <p>②人権思想の変革とアクティビティ・サービスの関係について理解できる</p> <p>③ICFにおける「活動」と「参</p>	<p>アクティビティ・サービスにおけるICFと支援の基本について</p> <p>・ICFの意義と内容</p> <p>・人権思想の変革におけるアクティビティ・サービス</p> <p>・ICFにおける活動・参加とアクティビティ・サービス</p>	<p>講義</p> <p>ICFモデル使用して事例演習</p> <p>p110</p>	<p>P104</p> <p>P106</p> <p>P109</p>

	12・13 回目	<p>加」とアクティビティ・サービスの課題について説明できる</p> <p>③ICFにおける背景因子とアクティビティ・サービスの関連の説明ができる</p> <p>④ICFと介護過程について簡単に説明できる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICFにおける背景因子とアクティビティ・サービス ・ICFとアクティビティ・サービスの方向性 ・ICFと介護過程 介護過程具体的計画とアクティビティ・サービス 		<p>P112</p> <p>P115</p>
各論 第VI章	0分 ×2 14・15 回目	<p>①日常場面と非日常場面のアクティビティ・サービスの実践の理解ができる</p> <p>②事例を通して演習計画の立案ができ指導ができる</p> <p>③アクティビティ・サービスと介護過程の理解ができる</p>	<p>*アクティビティ・サービスの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活場面でのアクティビティ・サービス ・非日常生活場面でのアクティビティ・サービス ・アクティビティ・サービスと介護過程 	<p>講義</p> <p>GW</p>	<p>P121</p> <p>P137</p> <p>P154</p>
資料の 活用		<p>アクティビティ・サービスの実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ・サービスの実践と全国の祭りとの意義付け ・歴史分析からアクティビティ・サービスの実践を読み取る ・高齢者の生活史、文化史・はやり歌と関係とアクティビティ・サービスの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践の意義 	<p>各章において <u>適宜紹介</u>や <u>GW</u>に使用する。 学修者がレポートするのに 適切な<u>課題</u>となる。</p>	<p>P162～</p>

アクティビティ・ワーカー養成カリキュラム

【別表2】

1) 資格養成の要件

- (1) 介護福祉士はもとより社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、作業療法士（理学療法士）等の資格養成を行う専門学校、短大、大学にあって、本協議会が指定する教育内容を含む科目もしくは教科内容が同一と認定できる科目の読み替えが可能な科目を開講していること。
- (2) 別紙による指定カリキュラムを展開するに当たり、本協議会編集の所定の教科書を使用すること。
- (3) 資格養成に該当する開講科目が所定の時間数を満たしていること。
- (4) その他、本協議会が認める要件を満たしていること。

2) 資格の名称

- ・ 所定の単位を取得した場合の資格名は『アクティビティ・ワーカー』とする。

3) 指定カリキュラム

- (1) アクティビティ・サービス論
- (2) アクティビティ・サービス支援論
- (3) アクティビティ・サービス支援技術論
 - ① 環境整備に関すること
 - ② 終末ケアに関すること
 - ③ 計画論と演習

4) アクティビティ関係科目の時間数

- (1) 30コマ60時間（通年科目）＝最低時間数（60時間）をクリア
* 指定カリキュラムの（1）、（2）、（3）を通年で行う場合
- (2) 15コマ30時間（半期）＋15コマ30時間（半期読み替え科目）※
* 指定カリキュラム（1）（2）を半期行い、（3）を他の教科で読み替えること。
- (3) 60コマ120時間（通年を2年間）＝ゆとりのある教育ができる
* 指定カリキュラムを2年間にわたり行う場合。

※読み替え科目の内容と教員については別途検討する。また、アクティビティ関係科目の名称が各学校等で認定できない場合は、別の科目名でもよいが、申請時に別途アクティビティ・サービス協議会資格認定委員会にて検討する。

通年用カリキュラム一例

〈前期〉

[アクティビティ・サービス論]

- 1 レクリエーションからアクティビティ・サービスへ①
 - ・ 垣内理論の成り立ち
- 2 レクリエーションからアクティビティ・サービスへ②
 - ・ 生活の快論と社会福祉
- 3 アクティビティ・サービスとは何か①
 - ・ 日常生活支援を支えるもの
- 4 アクティビティ・サービスとは何か②
 - ・ 日常生活支援の基本はコミュニケーション
- 5 アクティビティ・サービスとは何か③
 - ・ アクティビティ・サービスに必要な話すこととは
- 6 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果①
 - ・ 正統なアクティビティ・サービスの側面
- 7 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果②
 - ・ 言葉の誤解を解く
- 8 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果③
 - ・ アメリカにおけるアクティビティの考え方

[アクティビティ・サービス援助論]

- 9 アクティビティ・ワーカーの資質
 - ・ アクティビティ・ワーカーに求められる性格・能力・責任
- 10 支援の基本
 - ・ 利用者の権利の保障と自分への気づき
- 11 日常生活支援の専門職①
 - ・ 専門職の仕事と支援の体系
- 12 日常生活支援の専門職②
 - ・ 支援の体系と連携
- 13 日常生活支援の専門職③
 - ・ 支援のための人間理解 (1)
- 14 日常生活支援の専門職④
 - ・ 支援のための人間理解 (2)
- 15 日常生活支援の専門職⑤
 - ・ 支援のための人間理解 (3)

〈後期〉

[アクティビティ・サービス支援技術論]

- 1 生活環境の全体整備①
 - ・「衣」の話題・「食」の話題
- 2 生活環境の全体整備②
 - ・「住」の話題・「生活の知恵や知識」の話題
- 3 情報の提供について①
 - ・現状と課題
- 4 情報の提供について②
 - ・施設における提供に仕方
- 5 生活支援のなかの安全管理①
 - ・リスクマネジメントとは
- 6 生活支援のなかの安全管理②
 - ・薬の知識と傷害保険
- 7 アクティビティ・サービスと死①
 - ・支援者に必要な死への気付き
- 8 アクティビティ・サービスと死②
 - ・快い旅立ちへの支援
- 9 アクティビティ・サービスにおける計画とは
 - ・アクティビティ・サービスのプログラムとは何か
- 10 アクティビティ・プログラム①
 - ・個別的な支援・集団的支援
- 11 リアリティ・オリエンテーション (RO)
 - ・2種類のRO
- 12 計画の立て方
 - ・計画を立てる前の整理
- 13 アクティビティ・プログラム8つの要素
 - ・プログラムの立て方
- 14 アクティビティ・カレンダーの作成
 - ・グループ討議
- 15 プログラムの評価
 - ・評価の考え方と実際
- 16 定期試験

半期用カリキュラム一例

〈前期〉

[アクティビティ・サービス論]

- 1 レクリエーションからアクティビティ・サービスへ①
 - ・ 垣内理論の成り立ち
- 2 レクリエーションからアクティビティ・サービスへ②
 - ・ 生活の快論と社会福祉
- 3 アクティビティ・サービスとは何か①
 - ・ 日常生活支援を支えるもの
- 4 アクティビティ・サービスとは何か②
 - ・ 日常生活支援の基本はコミュニケーション
- 5 アクティビティ・サービスとは何か③
 - ・ アクティビティ・サービスに必要な話すこととは
- 6 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果①
 - ・ 正統なアクティビティ・サービスの側面
- 7 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果②
 - ・ 言葉の誤解を解く
- 8 日常生活支援に果たすアクティビティ・サービスの効果③
 - ・ アメリカにおけるアクティビティの考え方

[アクティビティ・サービス支援論]

- 9 アクティビティ・ワーカーの資質
 - ・ アクティビティ・ワーカーに求められる性格・能力・責任
- 10 支援の基本
 - ・ 利用者の権利の保障と自分への気づき
- 11 日常生活支援の専門職①
 - ・ 専門職の仕事と支援の体系
- 12 日常生活支援の専門職②
 - ・ 支援の体系と連携
- 13 日常生活支援の専門職③
 - ・ 支援のための人間理解 (1)
- 14 日常生活支援の専門職④
 - ・ 支援のための人間理解 (2)
- 15 日常生活支援の専門職⑤
 - ・ 支援のための人間理解 (3)
- 16 定期試験

(後期)

「アクティビティ・サービス支援技術論」に該当する残りの半期の読み換えシラバスの内容は以下のような項目です。

- 1 生活環境の全体整備に関する項目
 - ・「衣」の話題
 - ・「食」の話題
 - ・「住」の話題
 - ・「生活の知恵や知識」の話題
- 2 情報の提供についての項目
 - ・現状と課題
 - ・施設における提供に仕方
- 3 生活支援のなかの安全管理に関する項目
 - ・リスクマネジメントとは
 - ・薬の知識と傷害保険
- 4 死に関することの項目
 - ・支援者に必要な死への気付き
 - ・快い旅立ちへの援助
- 5 日常生活支援における計画に関する項目
 - ・日常生活のプログラムとは何か
 - ・個別的な支援・集団的支援
 - ・リアリティ・オリエンテーション (RO)
 - ・計画の立て方の実際
- 6 プログラムの評価に関する項目
 - ・評価の考え方と実際

* 以上の項目は新カリキュラムにおける「人間と社会」、あるいは「介護」「こころとからだのしくみ」のそれぞれが目的とする内容であれば問題ないものと考えます。

また、各校のカリキュラムにも柔軟に対応したいと考えていますので詳しくは、本協議会事務局までお問い合わせください。

[ある学校の一例]

1. 通年で科目名として「アクティビティ・サービス論・支援論」と「アクティビティ・サービス支援技術論」を開設しているところもある。また、開講名は「生活支援技術」のⅠ、Ⅱ、Ⅲ・・・などで、内容が「アクティビティ・サービス協議会」のカリキュラムと同じものもある。
2. 半期のみ本協議会の指定の科目で、後期から各学校独自のカリキュラムで展開する中に、アクティビティ・サービス協議会が期待する支援技術論を加えている学校もある。

アクティビティ・ワーカー資格取得研修カリキュラム

【別表3】

対 象：福祉施設における福祉サービスに従事して1年以上の者

ねらい：福祉現場において「アクティビティ・サービス」の必要性を認識し、専門職としてより質の高いサービスが提供できるアクティビティ・ワーカーの育成をする

留意点：福祉サービス利用者の主体的生活が営めるように生活支援技術の一貫としてアクティビティ・サービスを提供すること。

使用テキスト：新訂 アクティビティ・サービス～心身と生活の活性化を支援する～

*発行所：中央法規出版株式会社

項 目	講義内容	テキスト
原論 第I章	アクティビティ・サービスとは何か ①アクティビティ・サービスとは ②アクティビティ・サービスの効果 ③アクティビティ・サービスの対象	P8～P28
各論 第III章	日本における アクティビティ・サービスの誕生 ①専門職に必要な科目としての 「レクリエーション教育」の誕生 ②福祉レクリエーションからアクティビティ・サービスへ ③諸外国のアクティビティ・サービス	P52～P69
各論 第IV章	アクティビティ・サービスの計画 ①アクティビティ・サービス計画の基本的考え方 ②アクティビティ・プログラムの計画上の留意点 ③具体的な立案方法	P72～P102
各論 第VI章	アクティビティ・サービスの実践 ①日常生活場面でのアクティビティ・サービス ②非日常生活場面でのアクティビティ・サービス ③アクティビティ・サービスと介護過程	P120～P159
資料編 コラム	*章立てではないが、資料やコラムを講義の中で適宜使用し、アクティビティ・サービスを提供する者にとって必要な学びである。 *コマ数として取り入れる時間があれば取り入れたい。 *講義の中で意識して、資料等の紹介をして受講者が目を通すように仕向けたい。 *時には、宿題として提出させることも考えたい。	